

千葉県告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和元年5月17日

千葉市長 熊谷俊人

	施 術 者		施 術 所		変更年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	森谷 正	(省略)	森谷治療院 (はり・きゅう)	千葉県若葉区多部田 町564-1	平成30年 8月20日
変更後			森谷鍼灸・マッサージ治療院		
	森谷 正	(省略)	森谷治療院(あん摩マッサージ指圧)	千葉県若葉区多部田 町564-1	平成30年 8月20日
変更後			森谷鍼灸・マッサージ治療院		